**この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。郵送等の際はファスナー付き透明ケースに入れ（透明なビニール袋に入れテープで密封しても可）、本人以外の方がポストに投函してください。**

記載例

**特例郵便等投票請求書**

　特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第３条第１項の規定により、令和５年４月９日執行の香川県議会議員選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第１条第１項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

また、外出自粛要請等又は隔離・停留の措置に係る書面を提示できない場合等は、選挙管理委員会が保健所等から特例郵便等投票の事務の実施に必要となる情報を確認することに同意します。

令和5 年 ● 月 ● 日

必ず**自分で記載（自筆）**してください。

　　　　綾川町　　　　　選挙管理委員会委員長　殿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１ 請求者** | フリガナ | | センキョ　タロウ | 生年月日 | ●年　●月　●日 |
| 氏名  (必ず自書してください) | | 選挙　太郎 |
| 住所 | | 〒 ７６１ － ●●●●  香川県綾歌郡綾川町●●●●番地●●  メールアドレスを持っていれば記載してください。 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | ０９０　　　（　　　１２３４　　　）　　　●●●● | | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | ａｂｃ１２３ ＠ ｓａｍｐｌｅ.ｘｘ.ｊｐ  連絡の取れる電話番号を記載してください。 | | |
| **２ 現在する場所**  **（投票用紙等送付先）** | | | □ 住所と同じ  ☑ 住所以外（宿泊療養施設に所在する等住所と異なる場合のみ記載）  〒７６１ － ●●●●  香川県高松市●丁目●番●号　●●ホテル | | |
| **３ 提示（同封） する文書**  外出自粛要請等又は隔離・停留の措置に係る書面の提示をすることができない特別の事情がある場合の申出  書面の提示ができない場合は①を選択し、理由及び要請等のあった保健所又は検疫所の名称を記載してください。  ただし、陽性者登録センター等に登録した場合は、登録した陽性者登録センター等の名称及び当該センター等の設置主体である自治体を記載してください。 | | | **(1) 外出自粛要請等又は隔離・停留の措置に係る書面（原本）(次の①～③のいずれかを選択)**   |  |  | | --- | --- | | なし | ☑ ① 下記②③の書面の提示（同封）をすることができない旨申し出ます。 （次の**(a)**を記入した上で、**(b)**又は**(c)**のいずれかを記入。市町（区村）選管が  保健所等に対象者であることを確認しますので新たに書面の交付を受ける必要  はありません。）  **(a)理由** ☑ 保健所から外出自粛要請等又は検疫所から隔離・停留の措  置を受けたが、書面を交付されていないため  □ 交付された書面を紛失したため  □ 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や  医療機関を受診した陽性者として、陽性者登録センター等に  登録したため  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  **(b)外出自粛要請等を行った保健所又は検疫所の名称(**●●保健所 **)**  **(c)登録した陽性者登録センター等の名称及び当該センター等の設置主**  **体である自治体( )** | | あり | □ ② 感染症法による外出自粛要請に係る書面  □ ③ 検疫法による外出自粛要請等又は隔離・停留の措置に係る書面 |   **(2) その他の文書（該当する場合のみ選択）(原本)**  □ 選挙人名簿登録証明書（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合） | | |
| **４ 引き続き当該県の区域内に住所を有することの確認の申請** | | | □ 香川県議会議員選挙において、住所の移転後も引き続き当該県の区域内に住所を有することの確認を申請します。 | | |
| **５ 備考** | | | ●年●月●日以後：〒７６１－●●●● 香川県綾歌郡綾川町●●●●番地●●  に所在します。  投票用紙の受領時に別の場所に所在することが確定している場合（例：宿泊療養施設からの退所予定が確定している場合など）は当該場所と時期を移動後の備考欄に記載してください。  ※これ以外の場合でも投票用紙の送付先を変更しなければならないときは速やかに連絡してください。 | | |

注

１　氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。

２　投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。

３　請求に当たっては、外出自粛要請等又は隔離・停留の措置（特例法第２条第１号の外出自粛要請等又は同条第２号の隔離・停留の措置）に係る書面(原本)（次のいずれかの書面）を提示（同封）してください（当該書面（原本）は、投票用紙等と併せて返送します。）。

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面（同法施行規則第23条の４第１項）

イ　検疫法による外出自粛要請等（同法第14条第１項第３号及び第４号）に係る書面（同法施行規則第４条の３）

ウ　検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第１項第１号又は第２号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面

エ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面（同法第18条第１項）

４　特別の事情により注３の書面の提示（同封）をすることができない場合（特例法第３条第２項ただし書）は、表中３(1)①にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。

５　選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は、選挙人名簿登録証明書の原本を提示（同封）し、表中３(2)にチェックを入れてください。

６　特例法施行令第１条第２項第１号の申請をする場合は、表中４にチェックを入れてください。

７　この請求書の提出は、郵送又は代理の方による持参により行うことができます。